

令和4年第5回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年8月10日若狭町議会第5回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	8番	熊谷勘信君
9番	島津秀樹君	10番	辻岡正和君
11番	坂本豊君	12番	今井富雄君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員（1名）

6番 藤田正美

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次                      書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度若狭町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 4 議案第46号 工事請負契約の締結について（令和4年度若狭アド

ベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事その1)

日程第 5 議案第47号 財産の処分について

(午前 9時18分 開会)

○議長（今井富雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和4年第5回若狭町議会臨時会にあたり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

本臨時会に提出されます議案につきましては、一般会計補正予算の専決処分の承認及び、工事請負契約の締結、財産の処分の3件であります。

慎重な御審議と円滑な議事運営に、御協力賜りますことをお願いしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和4年第5回若狭町議会臨時会を開会します。

町長より、発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆さま、おはようございます。

本日、令和4年第5回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

今年は、気象庁の統計開始以来、最も早い梅雨明けとなり、期間も14日間と過去2番目に短いものでした。いよいよ夏本番を迎え、観光客による賑わいを期待する一方で、水不足による農作物等への影響も心配しているところでございます。

また、全国各地で線状降水帯による大雨災害が発生しております。8月5日の大雨により県内では、勝山市や南越前町で大きな被害が発生しており、国道8号や北陸自動車道が通行止めとなりました。また、JR北陸線が運休となり、嶺北嶺南が分断されるという大きな影響が生じております。徐々に復旧していることから、安堵しておりますが、被災された地域の皆様には心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、こうした災害に備え、若狭町におきましても8日には指定避難所における備蓄資機材等の状況を避難所運営職員により確認したところでございます。

また、9日には南越前町に職員4名が飲料水を届け、11日からは職員を中心に災害ボランティアに入る予定となっております。

併せて、新型コロナウイルス感染症については、社会経済活動と感染防止対策を両立させるとして、行動制限を含めた強い対策を控えられていたことにより、また、オ

ミクロン株の一種で感染力の強い『B A. 5』に置き換わりが進んだことなどから、『第7波』は、これまでにない急激なペースで感染拡大が続いております。県内でも連日1,000人を超える新規感染者数が報告されており、町内でも多くの感染者の方が発症されている状況であり、県の感染拡大警報も8月28日まで延長されたところでございます。引き続き、感染拡大の防止に努めて参ります。

併せて、猛暑が続いておりますので、熱中症対策として、エアコンや扇風機の使用を初め、こまめな水分補給をお願いいたします。

本臨時会におきましては、令和4年度若狭町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業に係るお花見広場野外活動交流拠点整備工事の請負契約について、また、財産処分についての案件をお願いしております。

議員各位におかれましては、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう、お願い申し上げまして開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### ～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により2番、川島富士夫君、3番、西村 毅君を指名します。

#### ～日程第2 会期の決定について～

○議長（今井富雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和4年度5月分、

6月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか、各担当課長等の出席を求めています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 承認第6号～

○議長（今井富雄君）

日程第3「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長

○町長（渡辺英朗君）

それでは、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、給食センター及び町立ののはな保育園において突発的な緊急修繕として空調機器修繕の実施に伴う経費として、令和4年7月22日付けで、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い、御報告申し上げます。何卒、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま上程いたしました議案について、詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午前 9時26分 休憩）

（午前 9時49分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

承認第6号に対する、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

承認第6号「専決処分承認を求めることについて(令和4年度若狭町一般会計補予算(第3号))」本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第4 議案第46号～

○議長(今井富雄君)

次に日程第4 議案第46号「工事請負契約の締結について(令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事その1)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第46号「工事請負契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事をさせていただくもので、去る8月8日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、「地方自治法」第96条第1項第5号、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第46号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

「議案第46号 工事請負契約の締結について（令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事その1）」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第47号～

○議長（今井富雄君）

次に日程第5 議案第47号「財産の処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第47号「財産の処分について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本町における企業振興を図るため、高槻電器工業株式会社に工業用地として譲渡したく、提案するものであります。

何卒、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第47号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

議案第47号「財産の処分について」 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（今井富雄君）

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、終了しました。これをもって、令和4年第5回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、一般会計補正予算の専決処分の承認、工事請負契約の締結および財産の処分が議決されました。

理事者各位におかれましては、本臨時会で可決された予算ならびに工事につきまして、適切に執行いただくことを願うものであります。

暦では、立秋を過ぎておりますが、毎日、暑さの厳しい日が続いております。議員、理事者各位には、健康には十分御留意をいただき日々お過ごしいただきますよう、お願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会にあたり、町長より発言を求められていますので、これを許可します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し、適切なる御決定をいただき、誠にあり

がございました。

お花見広場野外活動交流拠点整備工事につきましては、今後、着実に工事を進め、観光振興につなげて参りたいと考えております。

さて、現在町内では、新型コロナウイルス感染対策として、60歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方に対し、4回目のワクチン接種を実施しているところです。感染拡大の防止と合わせ、重症化予防の観点からも、迅速な接種に努めて参ります。これからお盆の期間に入ることから、感染対策の再徹底を図り、感染拡大の防止に全力で取り組んで参りますので、引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、ロシアのウクライナ侵攻に伴う、原油高や物価高の状況が深刻化を増しており、国や県においても、生活者や事業者を支援するための施策を展開しておりますが、若狭町においても町内の状況を踏まえ、町独自の施策を検討しているところでございます。今後も社会情勢や、国の動向を注視しながら、スピード感を持って対応してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、猛暑が続きますが、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、より一層の御活躍を御祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

(午前9時59分 閉会)